

# 令和8年度農作業の標準賃金

令和8年度農作業標準賃金を下表のとおり定めましたので、お知らせします。

## 1 農作業日雇賃金（1日8時間）

一般作業	8,208円
------	--------

〔2025年11月1日時点の鹿児島県の最低賃金(1時間1,026円)を基に算出していますが、年度途中で最適賃金の改正があった場合は、その額を下回らないようご注意ください。〕

## 2 請負作業賃金/10a当たり（消費税10%込み）

	作業内容	金額	摘要
水	耕起のみ	6,000円	ロータリー耕（1回）2回目以降は要協議
	代かき	6,500円	
	田植え	7,000円	植え付けだけ（運搬は除く）
	除草剤散布	700円	田植え機使用（薬剤代別途）
	田植え同時施肥	1,400円	（肥料代別途）
田	稲刈り（コンバイン）	18,150円	運搬を含む場合、左記に500円追加
	動力脱穀	7,690円	一切を含む
畑	耕起のみ	6,000円	ロータリー耕（1回）2回目以降は要協議
	プラウ耕	8,500円	
	畔立・マルチ張り	9,000円	
	甘藷つる切り	6,000円	
	甘藷掘り取り	6,000円	
田畑	肥料散布	2,500円	ブロードキャスター（肥料代別途）

## 3 賃借料情報 10a当たり

区分	水田	普通畑
平均額	12,300円	12,000円
最高額	21,900円	20,900円
最低額	9,500円	8,600円

〔上記の金額は令和7年に締結された賃貸借契約における平均額を算出したものです。ハウス等の特別な条件に係る賃借料は除外して算出してあります。農地の貸付けは消費税の課税の対象となりません。（賃借期間が1か月未満を除く）〕

**請負作業賃金および賃借料はあくまで目安であり、強制力はありません。実際には集落、地域、農地の状態等により異なるものと思われるので当事者間で十分に話し合ったうえで協定してください。**

令和8年4月1日

東串良町農業委員会